

○鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成17年12月26日

規則第248号

改正 平成25年2月28日規則第1号

(題名改称)

令和5年3月14日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年鶴岡市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成25年規則1号〕)

(会派の結成届等)

第2条 会派を結成した場合は、当該会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して会派結成届（様式第1号）を提出しなければならない。

2 会派を解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第2号）を提出しなければならない。

(会派の交付申請等)

第3条 会派は、政務活動費の交付を受けようとする場合は、毎年度4月20日までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費（会派用）交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、年度の途中において新たに結成された会派は、結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の20日までに提出するものとする。

2 会派は、前条第1項の規定により届け出た事項及び前項の規定により申請した事項に変更があった場合は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請事項等変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

(一部改正〔平成25年規則1号〕)

(無会派議員の交付申請等)

第4条 鶴岡市議会議員の職にある者で会派に所属しないもの（以下「無会派議員」という。）は、政務活動費の交付を受けようとする場合は、毎年度4月20日までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費（無会派議員用）交付申請書（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、年度の途中において新たに議員となった者で会派に所属しないもの及び会派からの脱会により無会派議員となった者は、議員となった日又は無会派議員となった日の属する月の翌

月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の20日までに提出するものとする。

- 2 無会派議員は、会派に所属することとなった場合は、市長に対し、議長を経由して会派所属届（様式第6号）を提出しなければならない。

（一部改正〔平成25年規則1号〕）

（交付決定等）

第5条 市長は、第3条第1項及び前条第1項の規定により政務活動費の交付の申請があったときは、交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 市長は、交付すべき政務活動費の額を変更したときは、政務活動費変更決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（一部改正〔平成25年規則1号〕）

（報告書）

第6条 条例第8条第1項に規定する政務活動費報告書（以下「報告書」という。）の様式は、様式第9号のとおりとする。

（一部改正〔平成25年規則1号〕）

（報告書の提出期限）

第7条 条例第8条第1項に規定する規則で定める日は、政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の4月30日とする。ただし、議会が解散し、会派が解散し、又は無会派議員が議員でなくなり、若しくは会派に所属することとなった場合は、解散の日又は議員でなくなった日若しくは会派に所属することとなった日から起算して30日を経過する日とする。

（一部改正〔平成25年規則1号〕）

（報告書の訂正）

第8条 会派及び無会派議員は、提出した報告書を訂正するときは、議長に政務活動費報告書訂正届（様式第10号）を提出するものとする。

（会計帳簿の整理保管）

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（一部改正〔平成25年規則1号〕）

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鶴岡市条例第1号）による改正前の鶴岡市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費に係る事務については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月14日規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様
（鶴岡市議会議長経由）

会 派 名
代表者氏名

会 派 結 成 届

鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の結成の年月日
- 2 会 派 の 名 称
- 3 代表者の氏名
- 4 経理責任者の氏名
- 5 所 属 議 員 数 人

（注） 添付書類 所属議員名簿

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様
（鶴岡市議会議長経由）

会 派 名
代表者氏名

会 派 解 散 届

鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

会派の解散の年月日

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様
（鶴岡市議会議長経由）

会 派 名
代表者氏名

政務活動費(会派用)交付申請書

鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 所 属 議 員 数 人(年 月 日現在)
- 2 交 付 申 請 額(年度分) 円

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様
（鶴岡市議会議長経由）

会 派 名
代表者氏名

政務活動費交付申請事項等変更届

鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

区 分	新	旧	変 更 年 月 日
会 派 の 名 称			
代 表 者 の 氏 名			
経 理 責 任 者 の 氏 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額（ 年度分）			

2 変更理由

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様
（鶴岡市議会議長経由）

議員氏名

政務活動費（無会派議員用）交付申請書

鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額（ 年度分）

円

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様
（鶴岡市議会議長経由）

議員氏名

会 派 所 属 届

鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 所属した会派の名称
- 2 会派に所属した年月日

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

様

鶴岡市長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額(年額)

円

様式第8号（第5条関係）

年 月 日

様

鶴岡市長



政務活動費変更決定通知書

年 月 日付けで交付決定した政務活動費について下記のとおり額を変更したので、鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額(年額)

円

様式第9号（第6条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様
（鶴岡市議会議長経由）

会派名（及び代表者氏名）又は議員氏名

政務活動費報告書

鶴岡市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、 年度政務活動費について、領収書の写し等を添付の上、下記のとおり報告します。

記

- 1 政務活動費収支内訳書
- 2 政務活動費支出明細書
- 3 その他必要書類

年 月 日

鶴岡市長 様
（鶴岡市議会議長経由）

会派名（及び代表者氏名）又は議員氏名

政務活動費報告書訂正届

年 月 日付で提出した 年度政務活動費報告書について、鶴岡市議会
政務活動費の交付に関する条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり訂正します。

記

1 訂正理由

2 訂正書類

(1) 政務活動費収支内訳書（ a 訂正あり b 訂正なし ）

ア 収入額 訂正前： 円 訂正後： 円

イ 支出額 (単位：円)

訂正項目	訂正前金額	訂正後金額	差 額
訂正額計			

ウ 支出合計額 訂正前： 円 訂正後： 円

エ 残 額 訂正前： 円 訂正後： 円

(2) 政務活動費支出明細書（ a 訂正あり b 訂正なし ）

(3) 領収書等（ a 訂正あり b 訂正なし ）

3 残額の返還等

(1) 訂正の結果生じた新たな残額は、 円であり、速やかに返還します。

(2) 返還すべき残額はありません。()

(3) その他 ()

※訂正内容については、提出済みの書類の写しに加除を行い、添付します。